

「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金」について

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行うため、子育て世帯生活支援特別給付金を支給しています。
※「ひとり親世帯分の給付金」については、令和3年5月10日発行のお知らせ版で既に周知しており、令和3年5月以降順次支給しています。「その他世帯分(非課税世帯等)の給付金」については、令和3年6月25日発行のお知らせ版で既に周知しており、令和3年7月以降順次支給しています。
下記の支給要件を満たしている方が対象となります。該当すると思われる方はこども課または各支所で、令和4年2月28日(月)までに申請の手続きを行ってください。申請に必要な書類は市ホームページでダウンロードまたは窓口備え付けをご利用ください。個人へのお知らせは特に行いませんのでご注意ください。
提出された申請書の内容を審査し、後日結果を通知し、該当者へ給付金を支給します。

1. 支給額
- 対象児童1人につき一律50,000円(※「ひとり親世帯分」と「その他世帯分」の重複支給は不可)
- ※給付金は1回限りの支給となります。
2. 対象児童
- 18歳以下(高校3年生まで)の児童(※その他世帯分については、障害児の場合20歳未満が対象)
3. ひとり親世帯分について

「年金受給者」について	
支給要件	公的年金給付等を受けていることにより、令和3年4月分の児童扶養手当が支給停止(不支給)となり、平成31年1月から令和元年12月までの収入等が基準額未満の方(※申立書に給与収入、年金収入、扶養人数等を記入の上、年間収入額が収入基準額を下回っている場合に該当)
提出書類	・申請書(公的年金給付等受給者用) ・簡易な収入額(または所得額)の申立書(公的年金給付等受給者用) ・添付書類(本人確認書類の写し、口座を確認できる書類の写し、戸籍謄本、収入額等が分かる書類等)

「家計急変者」について	
支給要件	令和3年4月分の児童扶養手当の全部停止の方で、新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変し、1年間の収入見込額(令和2年2月以降の任意の月の収入等(1ヶ月)の12ヵ月分で計算)が基準額未満の方(※申立書に給与収入、年金収入、扶養人数等を記入の上、年間収入見込額が収入基準額を下回っている場合に該当)
提出書類	・申請書(家計急変者用) ・簡易な収入見込額(または所得見込額)の申立書(家計急変者用) ・添付書類(本人確認書類の写し、口座を確認できる書類の写し、戸籍謄本、収入額等が分かる書類等)

4. その他世帯分について
- 支給対象者(以下の要件を全て満たす方が対象)
- (1)上記の対象児童を養育する父母等
- (2)下記の表の「養育要件」のいずれかに該当し、かつ、「所得要件」のいずれかに該当する方
- ※住民税が未申告の方は対象に含まれません。申告が必要となります。

養 育 要 件
①児童手当受給者(非公務員)
令和3年4月分の児童手当の受給者
②特別児童扶養手当受給者
令和3年4月分の特別児童扶養手当の受給者
③児童手当受給者(公務員)
令和3年4月分の児童手当の受給者
④新規児童手当受給者
令和3年5月から令和4年3月までのいずれかの月分の児童手当に係る受給資格の認定を受けた者
⑤新規特別児童扶養手当受給者
令和3年5月から令和4年3月までのいずれかの月分の特別児童扶養手当に係る受給資格の認定を受けた者
⑥その他対象児童養育者
令和3年3月31日において、平成15年4月2日から平成18年4月1日までの間に出生した児童を養育する者または令和3年4月1日以降に新たに当該児童を養育するに至った者

所 得 要 件
A 令和3年度分の住民税均等割が非課税である者
地方税法の規定による市町村民税が課されていない者または市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者
B 令和3年1月以降の家計急変者
新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和3年1月以降に家計が急変し、令和3年度の住民税均等割が非課税である者と同様の事情にあると認められる者として別途定める者

○申請手続き

		養育要件					
		①	②	③	④	⑤	⑥
所得要件	A	申請不要	申請不要	申請要	申請不要	申請要	申請要
	B	申請要	申請要	申請要	申請要	申請要	申請要

「申請不要」…申請は不要です。支給対象者には7月中旬に通知書を送付の上、各手当(児童手当、特別児童扶養手当)の登録金融機関口座に振り込みました。また、今後養育要件④に該当する方につきましては、児童手当の認定が下り次第、通知書を送付の上、児童手当の登録金融機関口座に随時支給します。※住民税未申告だった方が申告をし、令和3年度住民税均等割が非課税であることが判明した場合も支給対象となります。その場合には通知書を送付の上、各手当の登録金融機関口座に随時支給します。
「申請要」…申請が必要です。下記の提出書類を添えて申請してください。
※養育要件が重複する場合は、①～⑥のいずれか1つを選択して申請してください。

- 提出書類(申請が必要な場合)
- ・申請書※公務員の方のみ所属庁の証明が必要になります。
- ・簡易な収入(または所得)見込額の申立書(家計急変者用)
- ・本人確認書類の写し(運転免許証、健康保険証等)
- ・世帯の状況、児童との関係性を確認できる書類の写し(戸籍謄本、住民票等)
- ・口座を確認できる書類の写し(通帳、キャッシュカード等)

- その他
- ・公務員の方については申請する際に勤務する職場の証明が必要になりますので、各職場にご確認ください。
- ・対象児童が同一の場合は、既に給付金が申請、支給されていれば、別な養育要件が該当しても申請、支給ができません。※対象児童が異なる場合は、支給対象者(父母等)が同一でも申請、支給は複数可能です。

問 本庁 こども課こどもG ☎52-1111 内線137
山支 総合窓口・地域振興G ☎57-2121 **美支** 総合窓口・地域振興G ☎58-2111
緒支 総合窓口・地域振興G ☎56-2111 **御支** 総合窓口・地域振興G ☎55-2111

市産農畜産物放射性物質測定結果について

市内で生産、または採取された農畜産物などを対象に実施した放射性物質の測定結果をお知らせします。
【検査条件】
使用機器：日立アロカメディカル株式会社製CAN-OSP-NAI(簡易検査機器)ATOMTEX社製AT1320(簡易検査機器)
検 査 法：NaI(Tl)シンチレーションスペクトロメータ 計測時間：30分 検査期間 7/1～7/31

検体名	採取場所	検出値 (Bq/kg)		基準値
		セシウム134	セシウム137	
ソルダム	小田野	検出せず	検出せず	セシウム134、137 100Bq/kg
みょうが	八田、根本、鷹巣、鷲子	検出せず	検出せず	
鶏卵	大岩	検出せず	検出せず	

- ※「検出せず」とは放射性セシウムが存在しないか、検出限界値未満のことです。本検査は簡易検査であり、安全を保証するものではありません。
- 放射性物質検査日 ※土・日曜日、祝祭日および12/29～1/3は除く
- 【本庁 農林振興課】大宮地域・山方地域：月～金曜日
- 【緒川支所】美和地域・緒川地域・御前山地域：月～金曜日
- 放射性物質検査申込方法
- 検査を希望する方は、お住まいの地域の検査日の前日(月曜日に検査を希望する方は前週の金曜日)までに電話でお申込みください。
- ・受付時間 8:30～17:00 ※土・日曜日、祝日は除く。
- ・申込みは先着順(1日8件)に受け付けます。
- ・申込みは1世帯1検体とし、その検査が終了するまで次の検査の申込みはできません。
- 検体の提出、返却
- ・検査日の当日8:30～9:00までに検体を申込窓口まで提出してください。なお、提出する際に、検査申込書に記入願います。
- ・検体は土などを水で洗い落とし、できるだけ細かくして、未使用のビニール袋等に入れてください。検査に必要な量は1kg(液体や粉状のものは1ℓ以上)です。
- ・検査終了後、検査結果報告書と一緒に検体を返却しますので、再度、16:00～17:00までに窓口にお越しください。

問 本庁 農林振興課農業畜産G ☎52-1111 内線208 **緒支** 総合窓口・地域振興G ☎56-2111